

「社会福祉士法及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案」のやまだ塾まとめ

(厚生労働省 2007 年 3 月 14 日提出資料より)

2007 年 3 月 17 日作成

項目		介護福祉士	社会福祉士
(1) 資格制度の現状	① 資格制度の創設	「社会福祉士及び介護福祉士法」(1987年制定, 1988年度施行)により創設された名称独占の国家資格	
	② 資格の現状	●介護福祉士は、介護を支えるマンパワーとして中核的な存在。 ●就労する介護職員のうち介護福祉士の割合 ・介護保険の施設サービス:約4割・介護保険の在宅サービス:約2割 ●これまでの資格取得者数の累計 約54.8万人	●社会福祉士は、福祉に関する相談援助を行うこと等を業とする者。 ●社会福祉士の就労先 社会福祉施設等, 社会福祉協議会等, 医療機関, 行政機関等→ しかし、社会福祉士の任用・活用の状況は低調 ●これまでの資格取得者数の累計 約8.3万人
(2) 見直しの背景・ポイント	①見直しの背景	●近年の介護・福祉ニーズの多様化・高度化に対応し、人材の確保・資質の向上を図ることが求められている。 ①介護保険制度の導入や障害者自立支援法の制定等により、認知症の介護など従来の身体介護にとどまらない新たな介護サービスへの対応が求められている。 ②利用者がサービスを選択できる制度を導入したことに伴い、サービスの利用支援、成年後見、権利擁護等の新しい相談援助の業務が拡大してきている。	
	②改正案のポイント	①介護福祉士の「介護」を「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改めるなど、定義規定を見直す。 ②個人の尊厳の保持、認知症等の心身の状況に応じた介護、福祉サービス提供者、医師等の保健医療サービス提供者等との連携について新たに規定するなど、義務規定を見直す。(介護福祉士, 社会福祉士) ③資質の向上を図るため、すべての者は一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で、介護福祉士の資格取得方法を一元化する。福祉現場における高い実践力を有する社会福祉士を養成するための資格取得方法の見直しを行う。 ④社会福祉士の任用・活用の促進を図る。	
(3) 定義規定の見直し		●介護福祉士の行う「介護」を「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改める。 ●公布日に施行する。	●社会福祉士の行う「相談援助」の例示として、他のサービス関係者との連絡・調整を行って、橋渡しを行うことを明確化する。 ●公布日に施行する。

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2007 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

		(現行) 専門的知識・技術をもって、<u>入浴、排せつ、食事その他の介護等を行うことを業とする者</u> ↓ (改正案) 専門的知識・技術をもって、<u>心身の状況に応じた介護等を行うことを業とする者</u>	(現行) 専門的知識・技術をもって、福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと(「相談援助」)を業とする者 ↓ (改正案) 専門的知識・技術をもって、福祉に関する相談に応じ、助言、指導、<u>福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと(「相談援助」)を業とする者</u>
(4) 義務規定の見直し		●「個人の尊厳の保持」,「自立支援」,「認知症等の心身の状況に応じた介護」, 「他のサービス関係者との連携」,「資格取得後の自己研さん」等について、新たに規定する。 ●公布日に施行する。 (現行) ◆信用失墜行為の禁止 ◆秘密保持義務 ◆連携 「<u>医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。</u>」 ◆名称の使用制限 ↓ (改正案) ◆誠実義務 「<u>その担当する者が個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない。</u>」 ◆信用失墜行為の禁止	●「個人の尊厳の保持」,「自立支援」,「地域に即した創意と工夫」,「他のサービス関係者との連携」,「資格取得後の自己研さん」等について、新たに規定する。 ●公布日に施行する。 (現行) ◆信用失墜行為の禁止 ◆秘密保持義務 ◆連携 「<u>医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。</u>」 ◆名称の使用制限 ↓ (改正案) ◆誠実義務 「<u>その担当する者が個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない。</u>」 ◆信用失墜行為の禁止

		◆秘密保持義務 ◆連携 「その担当する者に、<u>認知症であること等の心身の状況その他の状況に応じて、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービスが総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携を保たなければならない。</u>」 ◆資質向上の責務 「介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、介護等に関する<u>知識及び技能の向上に努めなければならない。</u>」 ◆名称の使用制限	◆秘密保持義務 ◆連携 「その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービスが総合的かつ適切に提供されるよう、<u>地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携を保たなければならない。</u>」 ◆資質向上の責務 「社会福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助に関する<u>知識及び技能の向上に努めなければならない。</u>」 ◆名称の使用制限
(5)資格取得方法の見直し		●資質の向上を図るため、<u>すべての者は一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で、資格取得方法を一元化する。</u> ■ 2006 年度の資格取得者数等の状況 - 合格者数約 6.1 万人/受験者数約 13.0 万人(合格率約 47%) - 養成施設ルート約 2.0 万人(約 25%)+福祉系大学等ルート約 0.5 万人(約 5%)+実務経験ルート約 5.6 万人(約 7%)=約 8.0 万人 - これまでの資格取得者累計役 54, 8 万人=養成施設ルート約 20.6 万人(約 37%)+福祉系高校ルート・実務経験ルート約 34.2 万人(約 63%)	●福祉現場における<u>高い実践力を有する社会福祉士を養成するための資格取得方法の見直しを行う。</u> ■ 2006 年度の資格取得者数等の状況 - 合格者数約 1.2 万人/受験者数約 4.4 万人(合格率約 28%) ①一般養成施設ルート約 0.4 万人(約 35%)+福祉系大学等ルート約 0.8 万人(約 65%)+行政職ルート 43 人(約 0%)=約 1.2 万人
		①養成施設ルート ●資格を取得するためには、<u>新たに国家試験を受験</u>する仕組みとする。	①一般養成施設ルート

		●2012年4月1日施行, 2013年1月試験から実施(1800時間は2009年度入学者から適用され, 国家試験は2011年度入学者から適用される) (現行) 1650 時間(養成施設 2 年以上 409 校 487 課程) - 国家試験なし ↓ (改正案) 1800 時間程度(養成施設 2 年以上) - 国家試験あり - 経過措置 養成施設の卒業者は, 当分の間, 「准介護福祉士」の名称を用いることができる。(国家試験合格者は「介護福祉士」の名称を用いる。)	(現行) 1050 時間(養成施設 1 年以上 44 校 56 課程) - 国家試験あり ↓ (改正案) 1200 時間(養成施設 1 年以上) - 国家試験あり
		②福祉系高校ルート ●教科目・時間数だけでなく新たに教員要件, 教科目の内容等にも基準を課すとともに, 文部科学大臣・厚生労働大臣の指導監督に服する仕組みとする。 ●新しい教育カリキュラムの実施に併せ, 2009年4月1日に施行する。 (現行) 1190 時間(福祉系高校, 187 校) - 国家試験あり ↓ (改正案) 1800 時間程度(福祉系高校) - 国家試験あり - 経過措置 教育内容の充実が困難な福祉系高校	②福祉系大学等ルート ●実習等の教育内容, 時間数等について, 文部科学大臣・厚生労働大臣が基準を設定する。 ●新しい教育カリキュラムの実施に併せ, 2009年4月1日に施行する。 (現行) - 福祉系大学等で指定科目履修(263 校) - 国家試験あり ↓ (改正案) - 福祉系大学等で指定科目履修(実習等に基準設定) - 国家試験あり

		については、2009年度から2013年度までの入学者に限り、現行の1190時間程度の課程を卒業した後に9か月以上の実務経験を経た場合に、国家試験の受験資格を付与する。	
		③実務経験ルート ●3年以上の実務経験に加え、新たに6か月以上の養成課程を経た上で国家試験を受験する仕組みとする。 ●2012年4月1日施行、2013年1月試験から実施（2011年度までの国家試験受験者は3年の実務経験のみの条件である） ●通信課程等を認め、働きながら学ぶ者の負担軽減に配慮する。 （現行） ・実務経験3年以上 ・国家試験あり ↓ （改正案） ・実務経験3年以上 → 600時間程度（養成施設6か月以上） ・国家試験あり	③行政職ルート ●4年以上の行政職経験に加え、新たに6か月以上の養成課程を経た上で国家試験を受験する仕組みとする。 ●新しい教育カリキュラムの実施に併せ、2009年4月1日に施行する。 （現行） ・児童福祉司等5年以上 ・国家試験あり ↓ （改正案） ・児童福祉司等4年以上+600時間程度（養成施設6か月以上） ・国家試験あり ・経過措置 公布日から5年間の間に5年以上の行政職経験をもった者は、公布後5年度の年度の国家試験までは、新たな養成課程を経ることなく国家試験を受験することができる。
（6）社会福祉士の任用・活用の促進	（A）社会福祉主事から社会福祉士へのステップアップ	—	●社会福祉主事養成課程を修了後、2年以上の実務経験を有し6か月以上の養成課程を経たものに、新たに社会福祉士国家試験の受験資格を付与する。 ●新しい教育カリキュラムの実施に併せ、2009年4月1日に施行する。 （注）社会福祉主事

			都道府県等の福祉事務所において、生活保護等に関する業務に従事する職員
	(B)身体障害者福祉司等の任用資格の見直し	—	●身体障害者福祉司, 知的障害者福祉司等の任用資格として, 社会福祉士を位置付ける。 ●公布日に施行する。 * 児童福祉司については, 既に社会福祉士が任用資格として位置付けられている。 注1 児童福祉司 都道府県等の児童相談所において, 児童の福祉に関する相談に応じ, 専門的指導等を行う職員 注2 身体障害者福祉司 都道府県の身体障害者更生相談所等において, 身体障害者に関する専門的指導等を行う職員 注3 知的障害者福祉司 都道府県の知的障害者更生相談所等において, 知的障害者に関する専門的指導等を行う職員
(7) 社会保障審議会福祉部会意見書(2006年12月)における指摘への対応	(1)資格制度の見直し	(既対応) ① 役割, 責務等の見直し ② 資格取得方法の見直し (未対応・検討中) ① 教育カリキュラム等の見直し ② 国家試験の在り方を見直し ③ 介護技術講習の見直し ④ 専門介護福祉士(仮称)の検討 ⑤ 介護職員基礎研修の取扱い	(既対応) ① 役割, 責務等の見直し ② 資格取得方法の見直し ③ 任用・活用の在り方 (未対応・検討中) ① 教育カリキュラム等の見直し ② 国家試験の在り方を見直し
	(2)介護の担い手の人材確保等	(未対応・検討中) ① 人材確保指針の見直し ② 介護保険制度等における介護福祉士の取扱い ③ 施設長, 生活指導員等の任用要件の在り方	